

**鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に
関する計画（鳥取市読書バリアフリー計画）**

（令和4年度～令和8年度）

令和4年3月

鳥 取 市

鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象	1
4	障がい者支援と視覚障がい者等の読書に係る鳥取市の現状	2
	(1) 障がい者支援	
	(2) 視覚障がい者等への本市図書館における取組と課題	
5	計画の基本方針と施策の方向性	3
	(1) 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等	
	(2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化	
	(3) 端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援	
	(4) 図書館サービスの人材育成・体制整備	
6	計画の推進と評価	5
	(1) 推進体制	
	(2) 計画の周知	
	(3) 評価	
	(4) 評価指標	
	用語解説	7

1 計画策定の趣旨

令和元年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）が施行されました。この法律には、視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍（*1）について、視覚による表現の認識が困難な者。具体的には、視覚障がい者、発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者等。なお、ロービジョン（*2）者など障害者手帳の所持の有無は問わない。）の読書環境の整備の推進に関する基本理念が定められており、障がいの有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

また、この法律では、都道府県や市町村においても、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定に努めることとされており、鳥取県では、令和3年3月「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」が策定されました。

本市においても、「視覚障がい者等の読書環境の整備」について、基本的な施策の方向性を示すとともに取組を推進するための指針として、この計画を策定します。なお、施策の推進にあたっては、「鳥取市障がい者計画」、「鳥取市図書館振興計画」、「鳥取市子どもの読書活動推進計画」や「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」など関連計画等との連携を図ります。

2 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、定期的に点検評価を行いながら一層の推進を図ります。

3 計画の対象

読書バリアフリー法第2条第1項で定義されている視覚障がい者等をこの計画においても対象とします。

なお、読書環境の整備にあたっては、視覚障がい者等以外の、読書や図書館利用に困難をとまなう人への配慮も必要です。

4 障がい者支援と視覚障がい者等の読書に係る本市の現状

(1) 障がい者支援

本市では、これまでも、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定を行えるよう支援するほか、障がい者の個別性に応じた支援を推進するとともに、ライフステージに応じた切れ目ない支援や、社会的障壁の除去と合理的配慮の普及に向けた取組を推進するなど障がい者の自立支援と社会参加の促進に努め、様々な施策、事業に取り組んできました。

また、これまでの障がい者に関わる取組を継続するとともに、本市の障がい者を取り巻く現状と課題に対応できるよう、「鳥取市障がい者計画（平成27年度～令和5年度）」を策定し、『「いつまでも暮らしたい鳥取市」～ともに生きる地域づくり～』をめざし、各種施策を着実に推進していくこととしています。

(2) 視覚障がい者等への本市図書館における取組と課題

本市には、625人（令和3年3月31日現在）の視覚障がい者（身体障害者手帳保持者）がいます。高齢や病気等で通常の活字サイズでの読書が困難な方や、発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい方、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者等、書籍等の文字媒体の利用が困難な方はさらに多く、今後、高齢化の進展に伴い増加することが予想されます。

本市図書館において、視覚障がい者等が読書を行う主な方法として、次のようなものがあります。

- ・支援者等による対面朗読（対面音訳）（*3）
- ・点字図書（*4）や拡大図書（*5）、さわる絵本（*6）、布の絵本（*7）、LLブック（*8）等の利用
- ・録音図書（音訳図書）（*9）やデイジー図書（*10）の利用
- ・拡大読書器（*11）、デイジー図書再生機、リーディングトラッカー（*12）、リーディングルーペ（*13）などの読書支援機器・用具の利用

今後は、市場で流通する電子書籍（*14）等の普及への対応や、アクセシブルな書籍等（*15）を充実させることと、それらを利用するための端末機器等の整備が必要となります。

中央図書館では、「点字・大活字コーナー」や「視聴覚コーナー」を設置し、点字図書、拡大図書、LLブック、録音図書など視覚障がい者等が利用しやすい書籍等を配置して普及啓発に努めてい

ますが、これらの資料等を必要としている利用者への周知は、十分できているとはいえません。

また、視覚障がい者等が、読書活動を支援するサービスの存在を知らない、利用が進まない状況を改善するため、これらの取組について、情報発信が求められています。

5 計画の基本方針と施策の方向性

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無に関わらず、すべての市民が読書活動を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現をめざし、4つの施策の方向性を定め、計画を推進します。

方向性 1 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等
(読書バリアフリー法 第9条関係)

方向性 2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
(読書バリアフリー法 第10条関係)

方向性 3 端末機器及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援
(読書バリアフリー法 第14条・第15条関係)

方向性 4 図書館サービスの人材育成・体制整備
(読書バリアフリー法 第17条関係)

(1) 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等

【基本的な考え方】利用者のニーズに応えるため、引き続きアクセシブルな書籍等の収集を継続して行うとともに、利用しやすい環境等の整備を図ります。

具体的な内容

●アクセシブルな書籍等の充実

1. 視覚障がい者等のニーズを把握し、引き続き、点字図書や拡大図書、さわる絵本、布の絵本、LLブック、録音図書、デイジー図書等のアクセシブルな書籍等を収集します。
2. 鳥取県ライトハウス点字図書館や鳥取県立図書館などとの連携により、アクセシブルな書籍等の充実を図ります。
3. 身体的な理由等により、図書館への来館が困難な方にも、読書が可能となるよう、電子書籍を導入します。

●円滑な利用のための支援の充実

1. 視覚障がい者等が身近にある図書館を円滑に利用し読書ができる環境づくりを進めます。
2. 拡大読書器や、デイジー図書再生機、リーディングトラッカー、リーディングルーペなどの読書支援機器・用具を充実させることにより、読書機会の提供やアクセシブルな書籍等の利用支援に努めます。
3. 視覚障がい者だけでなく、すべての利用者が利用しやすい施設をめざし、ピクトグラム（*16）やわかりやすい表現の利用案内など、館内の案内を充実させるほか、機会を捉えて必要な施設の整備に努めます。
4. 視覚障がい等がある児童・生徒が在籍する学校との連携を図ります。

（2）インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

【基本的な考え方】

国立国会図書館やサピエ図書館（*17）のサービスについての周知等により、多くの視覚障がい者等が、資料の利用ができる環境の整備を進めます。

具体的な内容

1. 国立国会図書館製作のデイジー図書等を、図書館が借り受けし貸出するサービスへ加入します。
2. 点字図書や録音図書に関するデータベースの提供やダウンロードによる貸出を行うことができるよう、サピエ図書館へ加入します。

（3）端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援

【基本的な考え方】

アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について、視覚障がい者等が入手及び習得するために必要な支援等を行います。

具体的な内容

1. 関係機関と連携し、視覚障がい者等に対して、様々な読書媒体を紹介するほか、それらを利用するための端末機器等の情報を提供することに努めます。
2. 福祉部障がい福祉課が行っている日常生活用具給付制度により、アクセシブルな書籍等を利用するためのデイジー図書再生機等の端末機器等の給付を行います。
3. 小・中・高等学校、特別支援学校の学習指導要領で、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と規定しており、また、現在、学校における情報通信技術環境の整備が進められていることも踏まえ、学校関係者等に本計画の趣旨を説明する等、その周知を図ります。

(4) 図書館サービスの人材育成・体制整備

【基本的な考え方】

アクセシブルな書籍等を、利用者が円滑に利用できるよう、司書等を対象とした研修等で、視覚障がい者等に対する図書館サービスについて理解を深める場を設け、司書等の資質の向上を図ります。

具体的な内容

●図書館職員、司書教諭、学校図書館司書等の資質向上

図書館職員、司書教諭、学校図書館司書等を対象に、鳥取県ライトハウス点字図書館や関係機関と連携し、障がい者サービスの基本的研修や支援方法を習得するための研修、読書支援機器の使用方法を習熟するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。また、新たな端末機器やソフトウェアに関する情報獲得に努めます。

6 計画の推進と評価

(1) 推進体制

市関係課、関係機関、関係団体と連携、協力し、本計画の施策の方向性に沿って、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

(2) 計画の周知

本計画や支援施策の充実を図るため、市のホームページや広報紙で、情報発信を行います。

(3) 評価

各施策の推進状況を評価するための具体的な指標を設定するとともに、定期的に計画の推進状況を把握、評価します。

なお、今後国から具体的な目標や基準等が示された場合は、本計画の指標についても必要な見直しを行います。

(4) 評価指標

施策の 方向性	指 標	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和8年度)
方向性1	市立図書館所蔵資料 点字図書 拡大図書 LLブック 録音図書(CD) デージー図書	39冊 3,541冊 25冊 2,062点 —点	300冊 4,200冊 100冊 2,300点 25点
方向性2	サピエ図書館 個人登録者数	—人	10人
方向性3	読書支援機器・用具 給付件数(日常生活 用具給付制度)	19件	25件
方向性4	障がい者サービス 研修参加人数	—人	50人

用語解説

用 語	説 明
*1 書籍	新聞、雑誌その他の刊行物も含む。
*2 ロービジョン	何らかの原因により視覚に障がいを受け「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて歩きにくい」など日常生活での不自由さをきたしている状態。
*3 対面朗読 (対面音訳)	視覚による読書に困難を感じている人を対象に、音訳者が対面しながら、書籍をはじめ電化製品の取扱説明書や郵便物など、希望する資料を読むこと。
*4 点字図書	点字によりつくられた図書。
*5 拡大図書	視力が低下した人や、高齢者などにも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組みなおした「大活字本」や、既存の本を読みやすい大きな文字に書きなおして作られた「拡大写本」のこと。
*6 さわる絵本	指で読むために作られた絵本。本の挿し絵は様々な材料で作られており、盛り上がった形となっている。
*7 布の絵本	厚地の台布に絵の部分を、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、紐で留めたり、外したり、結んだりできるようにし、文の部分を手書きした、絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。
*8 LLブック	読むことに困難をともないがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、わかりやすく読みやすい形で提供できるように書かれた本。

*9 録音図書 (音訳図書)	耳で聞いて読書できるように朗読し、その音声を収録したもの。
*10 デイジー図書	視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のための、カセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格。読みたい任意のページに飛ぶなどの機能がある。
*11 拡大読書器	カメラで撮影した文字や画像を拡大して表示することにより、読み書きを支援する機器。
*12 リーディング トラッカー	読みたい行に視点を集中させる読書補助具。ディスレクシア（全般的な知的発達は正常で学習意欲があるにも関わらず、文字の読み書きに限定した困難を有する疾患）や視覚障がいのある人の読書をサポートする道具であるとともに、集中して読書したい人にも便利な道具。
*13 リーディング ルーペ	拡大鏡
*14 電子書籍	電磁的に記録され、電子端末機器を用いて読めるようにした書籍。動画や音声再生可能なものもある。

<p>*15 アクセシブルな書籍等</p>	<p>視覚障がい者等が利用しやすい書籍（読書バリアフリー法第2条第2項）。</p> <p>視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍。</p> <p>例）点字図書、拡大図書、さわる絵本、布の絵本、LLブック、録音図書（音訳図書）、視覚障がい者が利用しやすい電子書籍。</p>
<p>*16 ピクトグラム</p>	<p>情報や指示、案内などを、単純化された絵や図形で表したものの。</p>
<p>*17 サピエ図書館</p>	<p>視覚障がい者および視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して、点字データ、デージーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。</p>

(関係資料)

「鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の策定経過

令和3年8月25日

第1回鳥取市図書館協議会 策定の目的・スケジュールの説明

令和3年9月13日

鳥取市こども発達支援センターからの聴き取り

令和3年10月8日

視覚障がい者、鳥取県視覚障がい者東部支援センター、鳥取県
ライトハウスとの意見交換

令和3年10月29日

庁内連絡会

令和3年11月18日

第2回鳥取市図書館協議会 原案説明

令和3年12月9日

鳥取市議会常任委員会 原案説明

令和3年12月20日～令和4年1月14日

市民政策コメントの実施（コメント実績 18件 7人）

令和3年12月24日

定例教育委員会 原案説明

令和4年2月2日

第3回鳥取市図書館協議会 最終案協議

令和4年2月25日

鳥取市議会常任委員会 最終案報告

令和4年2月28日

定例教育委員会 最終案報告

令和4年3月7日

市長報告、決定

**鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に
関する計画（鳥取市読書バリアフリー計画）**

令和4年3月発行

〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4

鳥取市立中央図書館

電 話：0857-27-5182

ファクシミリ：0857-27-5192

メール：chuo-library @city.tottori.lg.jp